

### 3 郡内総生産（支出側）

生産活動によって生み出された付加価値が所得として分配されたのち、消費や投資にどれだけ支出されたかを示したものです。

#### <表章形式>

#### 郡内総生産（支出側，名目）

項	目
1. 民間最終消費支出	
(1) 家計最終消費支出	
a	食料・非アルコール
b	アルコール飲料・たばこ
c	被服・履物
d	住宅・電気・ガス・水道
e	家具・家庭用機器・家事サービス
f	保健・医療
g	交通
h	情報・通信
i	娯楽・スポーツ・文化
j	教育サービス
k	外食・宿泊サービス
l	保険・金融サービス
m	個別ケア・社会保護・その他
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	
2. 地方政府等最終消費支出	
3. 郡内総資本形成	
(1) 総固定資本形成	
a	民間
(a)	住宅
(b)	企業設備
b	公的
(a)	住宅
(b)	企業設備
(c)	一般政府（中央政府等・地方政府等）
(2) 在庫変動	
a	民間企業
b	公的（公的企業・一般政府）
4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合	
(1) 財貨・サービスの移出入（純）	
(2) 統計上の不突合	
5. 郡内総生産（支出側）（1 + 2 + 3 + 4）	
(参考) 郡外からの要素所得（純）	
郡民総所得（市場価格表示）	

※1 「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金である。

※2 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

郡内総生産（支出側，実質：連鎖方式）

項	目
1. 民間最終消費支出	
(1) 家計最終消費支出	
a	食料・非アルコール
b	アルコール飲料・たばこ
c	被服・履物
d	住宅・電気・ガス・水道
e	家具・家庭用機器・家事サービス
f	保健・医療
g	交通
h	情報・通信
i	娯楽・スポーツ・文化
j	教育サービス
k	外食・宿泊サービス
l	保険・金融サービス
m	個別ケア・社会保護・その他
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	
2. 地方政府等最終消費支出	
3. 郡内総資本形成	
(1) 総固定資本形成	
a	民間
(a)	住宅
(b)	企業設備
b	公的
(a)	住宅
(b)	企業設備
(c)	一般政府（中央政府等・地方政府等）
(2) 在庫変動	
a	民間企業
b	公的（公的企業・一般政府）
4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差	
5. 郡内総生産（支出側）	

(1) 民間最終消費支出

「民間最終消費支出」とは，家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計になります。

ア 家計最終消費支出

「家計最終消費支出」は，居住者である家計の消費財及びサービスに対する支出になります。

イ 対家計民間非営利団体最終消費支出

「対家計民間非営利団体最終消費支出」は，対家計民間非営利団体の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から財貨・サービスの販売と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を控除したものです。

## (2) 地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資産減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（市場産出の購入）（社会保障による医療費・介護費の給付等）を加えたものを「地方政府等最終消費支出」として計上したものです。

## (3) 郡内総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費及び非生産資産の購入とまらないものになり、総固定資本形成と在庫変動からなっています。

### ア 総固定資本形成

「総固定資本形成」は、有形又は無形の資産の取得になり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）を含みます。

### イ 在庫変動

在庫変動は、企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量の変動を、その期間の市場価格で評価したものになります。

## (4) 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

### ア 財貨・サービスの移出入（純）

移出、移入は、郡内の居住者と非居住者の間の財貨及びサービスの取引になります。この中には、居住者（非居住者）による郡外（郡内）での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含みます。ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは郡外からの（への）所得となり、ここには含まれません。

### イ 統計上の不突合

郡内総生産（支出側）と郡内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものですが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがあります。この乖離を統計上の不突合といいます。

## (5) 郡外からの要素所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る郡外との受払になります。

## (6) 郡民総所得（市場価格表示）

郡内総生産（支出側）に郡外からの要素所得（純）を加算して、郡民ベースの総所得が求められます。